

介護職員初任者研修事業に関する学則

特定非営利活動法人福祉サポートセンターさわやか愛知

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本法人は、福祉サポートセンターさわやか愛知（以下「本法人」）と称する。

(開講の目的)

第 2 条

1. 本法人は、「ふれあい社会づくり」の設立精神に基き、実学を重んじた教育訓練を施し、以て高齢社会に有為な人材を養成することを目的とする。
2. 高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した介護サービスを提供するために、必要とされる知識・態度・技能を有する介護員の養成をはかり、地域福祉の推進に寄与するための実践的な人材の育成を目的とする。
3. 介護福祉士に至る養成体系をふまえ、今後の介護人材のキャリアパス形成に助力するとともに周辺地域の介護サービスのより一層の充実を目的とする。

(研修の課程及び名称)

第 3 条 本法人は、第 2 条の目的を達成するため次の講座を設置する。

課程：「介護職員初任者研修課程」

名称：「介護職員初任者研修課程」（通信形式 4 月コース）

「介護職員初任者研修課程」（通信形式 5 月コース）

「介護職員初任者研修課程」（通信形式 10 月コース）

「介護職員初任者研修課程」（通信形式 1 月コース）

(実施場所)

第 4 条 本法人は、前条の講座を実施するための施設を以下のとおり準備する。

講義・演習 特定非営利活動法人

福祉サポートセンターさわやか愛知

(大府市共栄町二丁目 420-1)

第 2 章 組 織

(研修カリキュラムおよび担当講師)

第5条 詳細は別紙1のとおりとする。

第 3 章 研 修

(研修概要)

第6条 講座の研修内容および定員は次のとおりとする。

「介護職員初任者養成研修課程」

介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにする。

また、定員は20名とする。

(研修期間)

第7条 講座の研修期間は次のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある

名称	研修期間	募集開始予定日
通信形式4月コース	2020年4月14日～2020年6月9日迄	2020年3月17日
通信形式5月コース	2020年5月9日～2020年7月11日迄	2020年3月17日
通信形式10月コース	2020年10月27日～2020年12月17日迄	2020年3月17日
通信形式1月コース	2021年1月16日～2021年3月6日迄	2020年3月17日

(カリキュラム及び使用する教材)

第8条 講座の教科名および時間数は、第10条のとおりとする。

教材は以下のものを使用する。

通信形式「介護職員初任者研修テキスト 株式会社QOLサービス」(本体：3,000円+税)

第 4 章 教 科 履 修 方 法

(履修方法)

第9条 指定された科目を修了し、「修了時の評価ポイント」に沿った十分な習得度に達しなければならない。

(修了に必要な単位数)

第10条 介護職員初任者研修課程を修了するために必要な教科および時間数は次のとおりとする。

教科内容	時間数
1、職務の理解	6
2、介護における尊厳の保持・自立支援	9

3、介護の基本	6
4、介護・福祉サービスの理解と医療の連携	9
5、介護におけるコミュニケーション技術	6
6、老化の理解	6
7、認知症の理解	6
8、障害の理解	3
9、こころとからだのしくみと生活支援技術	7.5
10、振り返り	4

(通信による実施方法)

第11条 通信による場合の実施方法は、以下のとおりである。

(1) 学習方法

- a. 厚生労働省基準カリキュラムの内、講義8科目を通信添削による自宅学習とする。
- b. 講義10科目130時間の内、89.5時間以上を面接指導(スクーリング)とする。
- c. 通信添削の学習課題(レポート)は講義8科目を網羅するもので、添削課題は入講日に配布し、7回目の講義の日までに提出する。
- d. 採点後の返却は9回目の講義の日とする。

(2) 評価の方法

- a. 提出されたレポートは、担当講師により評価し、8割以上の正解を合格点とする。
- b. 合格に達しなかった場合は、再提出を課す。

(3) 個別学習への対応

- a. 開講式等で、通信による自宅学習の方法を説明する。
- b. テキスト並びに学習課題に対する質問は質問シートで受ける。
- c. 学習方法に対する相談は、電話・ファックス・Eメール等で対応する。

(4) 面接指導(スクーリング)での個別対応

教科内容	時間数
1、職務の理解	6
2、介護における尊厳の保持・自立支援	1.5
3、介護の基本	3
4、介護・福祉サービスの理解と医療の連携	1.5
5、介護におけるコミュニケーション技術	3
6、老化の理解	3
7、認知症の理解	3

8、障害の理解	1.5
9、こころとからだのしくみと生活支援技術	63
10、振り返り	4
計	89.5

- a. 受講初日等で、スクーリングに対する注意等を説明する。
- b. 前項のほか、必要に応じて通信課題の学習方法および学習内容に関する指導を実施する。また、随時電話等でも対応する。
- c. 通信添削の学習課題の解説についても面接指導の時間内で触れることとする。

第 5 章 受 講 ・ 取 り 消 し

(受講資格)

第12条 本法人の介護職員初任者研修を受講することのできる者は、在宅・施設を問わず介護業務に従事しようとするものまたは介護を学習・習得しようとするものとする。

(受講手続)

第13条 受講手続きは次のとおりとする。

(1) 受付期間

募集開始日から研修開始前日の間とする。

(2) 申込方法

所定の受講申込書に必要事項を記入の上、本法人へ申込む。後日、本法人からの受講確定の連絡後に、下記に受講料を振込む。

<振込先> 三菱東京UFJ銀行 大府支店 普通預金 1630261
特定非営利活動法人 福祉サポートセンターさわやか愛知

愛知県大府市共栄町二丁目420-1

(受講料)

第14条 受講料は以下のとおりとする。

・介護職員初任者研修（通信形式）48,000円（テキスト代・税別）ただし、カリキュラムの時間数に含まれないが、運営上において、特別な費用が発生する場合は、事前に受講生に告知し別途徴収することがある。納付方法は、銀行振込または持参により現金払いとする。また納付期限は受講開始前の指定日までとする。

(注1)平成30年4月生から適用する。

(注2)受講料分割希望の場合は相談の上、別途申請書類を提出のこと。

(注3)受講開始後のキャンセル等には所定の事務手数料がかかるものとする。

(受講の取り消し)

第15条 講座運営責任者は、教育上必要があると認めるときは、懲戒を加えることができる。

また、次の各号の一に該当する者には、受講を取り消すことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学習意欲が著しく欠け、成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 本法人の指導方針に反し、本法人の秩序を著しく乱した者。
- (4) 施設または什器・備品等を故意に破損した者。

(研修の延期・中止等)

第16条 本法人の講座において延期・中止等の不慮の事態が発生した場合、次のような対応をするものとする。

- (1) 講座延期の場合は、本法人の新たな講座の日程を示し、開講するものとする。但し、日程等により受講が困難と思われる場合、受講生の申し出により受講料を全額返金するものとする。
- (2) 講座中止（事業廃止等による講座途中での中止の場合も含む）の場合は受講料を全額返金するものとする。また、他教育機関を紹介する等研修の継続、修了に最大限の努力をはらうものとする。
- (3) 出願状況によっては不開講となる場合があり、また開催月が変更になることがあるが受講生の申し出により受講料を全額返金するものとする。

(苦情等に対する対応等)

第17条 苦情処理のための窓口を事務所に設け対応にあたるものとし、責任者は本法人理事長とする。

第6章 修了の要件及び認定

(研修修了の認定方法及び免除科目)

第18条 認定は、全ての講習教科を欠席なく履修するとともに、講義内容の理解度や実技・演習の習得状況を課題やレポートの提出等により審査し、最終段階での試験等による修了評価で認定の可否を判定する。

介護職員としての実務経験を有する者で履修済みと認めるに足る知識・技術を有する場合は、研修課程の一部を免除することができる。なお、科目免除の取扱いについては、別紙2のとおりとする。

(成績)

第19条 成績の評価は、A・B・C・Dの4種類とし、A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

認定基準は以下のとおりとする。

100点満点中、A = 90点以上・B = 80～89点・C = 70～79点・D = 70点未満。

(修了証書等の交付)

第20条 合格(認定)者には、介護職員初任者研修の修了証書と修了証明書(携帯用)を交付する。

(補講)

第21条 諸般の事情で講習教科を欠席した者に対しては、有料で補講を実施することがある。補講方法には再度講義を受講する場合と課題レポートにより補講する場合がある。補講する場合は総研修時間のおおむね1割までとする。なお、再講義による補講の受講料は1時間につき500円とする。

(再評価および科目履修)

第22条 諸般の事情で認定にかかわる課題・レポート等の提出ができなかった者に対しては、別途有料(1科目につき1,000円)で課題等の再添削を実施することがある。

また第18条で不合格となった者に対しては、次回の講座において別途有料(1科目につき1,000円)で当該科目の履修を認めることができる。

(研修修了者名簿)

第23条 研修修了者名簿は所轄都道府県知事に提出され、管理される。

(個人情報の取り扱いについて)

第24条 本法人は研修養成事業運営上、知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意することとする。また、研修受講者が受講上、知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分留意するよう指導することとする。

(本人確認について)

第25条 研修の受講申込受付時または初回の講義時において、受講申込み等を行った者が本人であるかどうか等を、公的証明書により確認しその記録・報告を行う。またその際、研修受講者の負担が過度にならないよう留意・配慮する。

附則

この学則は平成30年4月1日より施行する。

以上